

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 <u>平成 24 年 3 月 16 日 一部改正</u></p> <p><b>第 1 章 一般的事項 (第 1 条—第 5 3 条)</b>  <b>第 1 節 定義等 (第 1 条—第 1 3 条)</b>  <b>第 2 節 引受基準等 (第 1 4 条—第 2 7 条)</b>  <b>第 3 節 個別保証枠 (第 2 8 条—第 3 3 条)</b>  <b>第 4 節 保険料率算定等 (第 3 4 条、第 3 5 条)</b>  <b>第 5 節 保険の申込(第 3 6 条—第 3 9 条)</b>  <b>第 6 節 保険料 (第 4 0 条、第 4 1 条)</b>  <b>第 7 節 確定通知 (第 4 2 条—第 4 5 条)</b>  <b>第 8 節 保険金の支払等 (第 4 6 条—第 5 3 条の 2)</b>  <b>第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第 5 4 条—第 6 6 条)</b>  <b>第 3 章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第 6 7 条)</b>  <b>第 4 章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第 6 8 条)</b>  <b>第 5 章 雑則 (第 6 9 条)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 一般的事項</b> <b>第 1 節 定義等</b> (定義)  <b>第 1 条</b> 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 2 5 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 及び貿易一般保険約款 (以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。  一 ～ 十六 (略)  十七 「包括特約書」とは、貿易一般保険包括保険 (鋼材) 特約書、貿易一般保険包括保険 (機械設備) 特約書、貿易一般</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 (略)</p> <p><b>第 1 章 一般的事項 (第 1 条—第 5 3 条)</b>  <b>第 1 節 定義等 (第 1 条—第 1 3 条)</b>  <b>第 2 節 引受基準等 (第 1 4 条—第 2 7 条)</b>  <b>第 3 節 個別保証枠 (第 2 8 条—第 3 3 条)</b>  <b>第 4 節 保険料率算定等 (第 3 4 条、第 3 5 条)</b>  <b>第 5 節 保険の申込(第 3 6 条—第 3 9 条)</b>  <b>第 6 節 保険料 (第 4 0 条、第 4 1 条)</b>  <b>第 7 節 確定通知 (第 4 2 条—第 4 5 条)</b>  <b>第 8 節 保険金の支払等 (第 4 6 条—第 5 3 条の 2)</b>  <b>第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第 5 4 条—第 6 6 条)</b>  <b>第 3 章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第 6 7 条)</b>  <b>第 4 章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第 6 8 条)</b>  <b>第 5 章 雑則 (第 6 9 条)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 一般的事項</b> <b>第 1 節 定義等</b> (定義)  <b>第 1 条</b> 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 2 5 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 及び貿易一般保険約款 (以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。  一 ～ 十六 (略)  十七 「包括特約書」とは、貿易一般保険包括保険 (鋼材) 特約書、<u>貿易一般保険包括保険 (化学品) 特約書</u>、貿易一般保</p>	

保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書及び貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書をいう。  
十八 ～ 二十 （略）

第2条 ～ 第6条 （略）

（保険期間終了日等の扱い）

**第7条** 約款第11条第2項第1号に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日は、証券記載の船積期日から3月後の日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書に係る保険契約にあつては、この限りでない。

2 船積期日の3月以内の短縮に係る保険期間の変更申請は、これを承認しない。

第8条 ～ 第24条 （略）

（外貨建対応特約の対象要件）

**第25条** 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）の対象となる保険契約は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。

2 外貨建特約書の対象となる外貨は、以下のとおりとする。  
一 2年未満案件については、アメリカ合衆国ドル又はユーロ  
二 2年以上案件については、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度-00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第6(2)に掲げる外貨

第26条 （略）

（消費財包括保険の対象となる輸出契約について限度額設定型貿易保険の保険関係が成立した場合の取扱い）

**第26条の2** 貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「鋼

材）特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書及び貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書をいう。  
十八 ～ 二十 （略）

第2条 ～ 第6条 （略）

（保険期間終了日等の扱い）

**第7条** 約款第11条第2項第1号に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日は、証券記載の船積期日から3月後の日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書に係る保険契約にあつては、この限りでない。

2 船積期日の3月以内の短縮に係る保険期間の変更申請は、これを承認しない。

第8条 ～ 第24条 （略）

（外貨建対応特約の対象要件）

**第25条** 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）の対象となる保険契約は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。

2 外貨建特約書の対象となる外貨は、以下のとおりとする。  
一 2年未満案件については、アメリカ合衆国ドル又はユーロ  
二 2年以上案件については、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度-00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第6(2)に掲げる外貨

第26条 （略）

（消費財包括保険の対象となる輸出契約について限度額設定型貿易保険の保険関係が成立した場合の取扱い）

**第26条の2** 貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「鋼

材特約書」という。)の対象となる一の輸出契約について限度額設定型貿易保険約款第2条の規定による保険関係が成立した場合、同約款(関連規程を含む。)の規定のみを適用するものとして取り扱う。ただし、当該輸出契約が同約款第9条第1項第1号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合は、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の規定による申込みがなされなかったときであっても、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の規定による申込がなされたものとみなす。

第26条の3 ～ 第34条 (略)

(保険料率算定の際の国カテゴリー)

**第34条の2** 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書第1条に基づき保険契約を締結する場合の保険料率等規程Ⅱ[1]4(3)③に規定する国カテゴリーは保険申込日における国カテゴリーとする。

第35条 ～ 第52条 (略)

(約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内)

**第53条** 約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内とは、次の各号とする。

- 一 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書に基づく保険契約を締結する輸出契約について、非常事由の不てん補部分を対象として個別保険を締結している場合は、約款第7条第1項に規定する残額に次の割合を乗じて得た額を上限とする。

- イ 約款第3条第1号及び第3号のてん補危険の場合 100分の95  
 ロ 約款第3条第2号のてん補危険の場合 100分の97.5  
 二 前号に掲げる場合以外にあっては、各保険契約のうち日本

材特約書」という。)又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書(以下「化学品特約書」という。)の対象となる一の輸出契約について限度額設定型貿易保険約款第2条の規定による保険関係が成立した場合、同約款(関連規程を含む。)の規定のみを適用するものとして取り扱う。ただし、当該輸出契約が同約款第9条第1項第1号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合は、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の規定による申込みがなされなかったときであっても、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の規定による申込がなされたものとみなす。

第26条の3 ～ 第34条 (略)

(保険料率算定の際の国カテゴリー)

**第34条の2** 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書第1条に基づき保険契約を締結する場合の保険料率等規程Ⅱ[1]4(3)③に規定する国カテゴリーは保険申込日における国カテゴリーとする。

第35条 ～ 第52条 (略)

(約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内)

**第53条** 約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内とは、次の各号とする。

- 一 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書に基づく保険契約を締結する輸出契約について、非常事由の不てん補部分を対象として個別保険を締結している場合は、約款第7条第1項に規定する残額に次の割合を乗じて得た額を上限とする。

- イ 約款第3条第1号及び第3号のてん補危険の場合 100分の95  
 ロ 約款第3条第2号のてん補危険の場合 100分の97.5

<p>貿易保険が支払うべき保険金額が最大となる保険契約による約款第7条のてん補責任額を支払保険金の上限とする。</p> <p>第2章 ～ 第4章 (略)</p> <p><b>第5章 雑則</b> (読替)</p> <p><b>第69条</b> 平成17年3月31日以前に締結した保険契約について、本規程及び以下に掲げる規程を適用するに当たっては、約款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 貿易一般保険包括保険(鋼材)手続細則</p> <p>三 ～ 十 (略)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>この約款は、平成24年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1 ～ 別表第2 (略)</p> <p>別紙様式第1 ～ 別紙様式第5 (略)</p>	<p>二 前号に掲げる場合以外にあっては、各保険契約のうち日本貿易保険が支払うべき保険金額が最大となる保険契約による約款第7条のてん補責任額を支払保険金の上限とする。</p> <p>第2章 ～ 第4章 (略)</p> <p><b>第5章 雑則</b> (読替)</p> <p><b>第69条</b> 平成17年3月31日以前に締結した保険契約について、本規程及び以下に掲げる規程を適用するに当たっては、約款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 貿易一般保険包括保険(鋼材・<u>化学品</u>)手続細則</p> <p>三 ～ 十 (略)</p> <p>第70条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第2 (略)</p> <p>別紙様式第1 ～ 別紙様式第5 (略)</p>	
---	---	--